

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める 意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型肝炎及びC型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、肝炎対策基本法などでも確認されているとおり、国の責めに帰すべき事由によりもたらされたものであり、国の法的責任は明確である。

現在、肝炎治療特別促進事業として、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成が実施されているが、インターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っている。

特に肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ない状態にあるため、より重篤な病態に陥りやすく、就業や生活に支障を来し、精神的・肉体的に苦しみつつ、経済的・社会的に逼迫していることから、一層の行政的・社会的支援が求められているところである。

また、肝硬変患者の生活支援である障害年金については、適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいるが、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（身体障害者手帳）は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現制度では、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡清川村議会議長 山本善男